

# 労働基準広報

2016 No.1899

9/1

## CONTENTS

**特別企画** 両立支援等助成金「出生時両立支援助成金」の概要 — 6

### 男性の育児休業取得が初めての場合 中小企業事業主には60万円の助成が

出生時両立支援助成金は、過去3年間に男性の育児休業取得者がいなかった企業において、男性が育児休業を取得しやすい職場風土作りのための取組を行い、男性の取得者が生じた場合に支給される。助成額は、1人目の男性取得者が生じた事業主は30万円（中小企業は60万円）、2人目以降は15万円となる。なお、ここでいう育児休業とは育児・介護休業法に規定される育児休業をいい、さらに、連続14日以上（中小企業は連続5日以上）の取得が必要となる。

（厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課育児・介護休業推進室）

●トピック／厚生労働省の組織再編 — 10

労働基準局に「賃金課」及び労組法等を所管する「労働関係法課」を新設

（編集部）

●ひと・はなし

吉田学 雇用均等・児童家庭局長 — 16

宮野甚一 職業能力開発局長 — 17

●弁護士 & 元監督官がズバリ解決！  
～労働問題の「今」～ — 18

〈第25回〉年齢による不更新制度に基づく雇止め  
東京高裁が「50歳不更新制度」適用による塾講師の雇止めを無効と判決

（弁護士・森井利和 & 特定社会保険労務士・森井博子）

●企業税務講座 — 34

第69回 賃金改訂などにおける税務処理  
計算方法と源泉徴収の時期に注意

（弁護士・橋森正樹）

●NEWS — 1

（厚労省・平成28年の最賃履行確保が主眼の監督結果）違反率は4年連続で上昇し13.3%に／（27年度・労災保険給付等の状況）支払総額は約7400億円、新規受給者数は約62万人／（28年上半年期の労働災害発生状況）死亡災害は前年同期比減少も死傷災害は増加／ほか

●転ばぬ先の労働法〈紛争予防の誌上ゼミ〉— 29

第31講 判例事案を用いた研修①〈退職金〉

基本的知識を学びつつ具体的な判例事案における判断を同時に学ぶ

（北海学園大学法学部准教授・弁護士 浅野高宏）

●労働局ジャーナル〔岐阜労働局〕— 38 ●知って

おくべき職場のルール⑤「労災保険給付①」（編集部）

— 39 ●連載 労働スクランブル⑩（労働評論家・

飯田康夫）— 42 ●労務資料 27年度 都道府県労働局雇用均等室での法施行状況③〈パートタイム労働法〉— 44 ●わたしの監督雑感 和歌山・新宮労働

基準監督署長 雑賀秀元 — 54 ●編集室 — 56

### 労務相談室

回答者

募集・採用 [メンタル疾患の既往歴確認] 採用面接時にできるか	48	弁護士・荻谷聡史
募集・採用 [内定辞退者が出た時に備え補欠内定] 通知の際の注意点は	50	弁護士・山口毅
社会保険 [社内で初の介護休業取得の申出] 休業中の手続きは	52	特定社労士・飯野正明

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

\*\*\*本誌ご購入の皆様へ\*\*\*

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内